通所介護事業者及び通所リハビリテーション事業者の皆様へ

臨時的な取扱いについて(第2報)による居宅を訪問した場合の算定について

本市としましては、以下の下線部の内容につきまして、下線部の解釈についてのとおりとしておりますので、各事業者様につきましては、下線部の解釈についてのとおり算定していただきますようお願いいたします。

介護保険最新情報新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)Vol.770令和2年2月24日、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分(通所系サービスの報酬区分)を算定する。

ただし、サービス提供時間が短時間(通所介護であれば2時間未満、通所リハであれば1時間未満)の場合は、それぞれのサービスの最短時間の報酬区分(通所介護であれば2時間以上3時間未満、通所リハであれば1時間以上2時間未満の報酬区分)で算定する。

なお、<u>当該利用者に通常提供しているサービスに対応し、1日に複数回の訪問を行い、サービスを提供する場合には、それぞれのサービス提供時間に応じた報酬区分を算定できるもの</u>とするが、1日に算定できる報酬は居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に相当する報酬を上限とし、その場合は、居宅介護サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分で算定する。

下線部の解釈について

例:1日に複数回(1回の訪問時間を15分程度と仮定)訪問した場合の算定方法 1、訪問回数が1回の場合 2時間以上3時間未満の取扱いを1回分請求することとなる。

- 2、訪問回数が2回の場合 2時間以上3時間未満の取扱いを2回分請求することとなる。
- 3、訪問回数が3回の場合 2時間以上3時間未満の取扱いを3回分請求することとなるが、もともと の居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の単位を超えた場合、超え た分の請求はできない。
- 4、訪問回数が4回以上の場合 3と同様。

(担当:福祉部介護保険課 指導監査係 電話 23-6830 FAX 23-6857)